

1.誘導灯の区分 (消防法施行規則第28条の3、及び消防予第245号(平成11年9月21日))

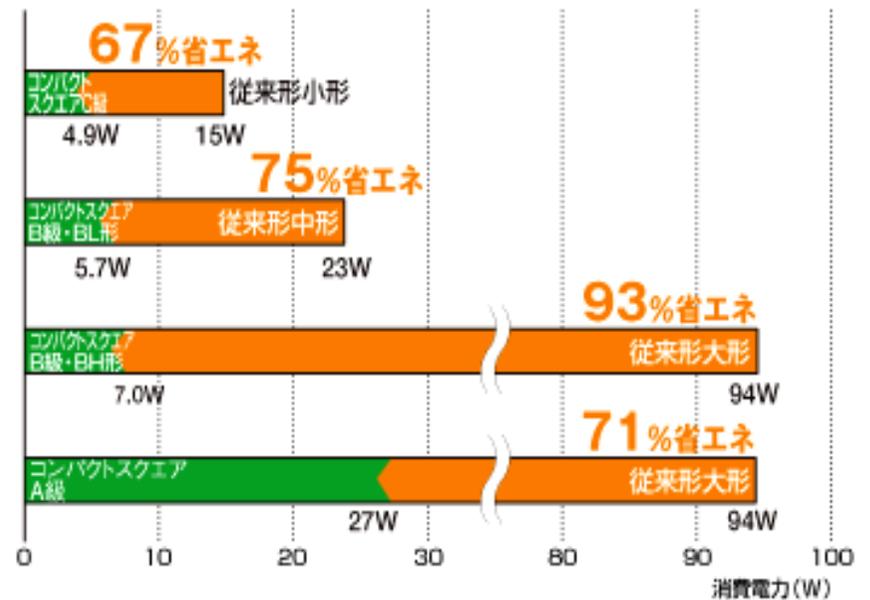
従来の「大形」「中形」及び「小形」の区分が「A級」「B級」及び「C級」の区分に変わり、高輝度誘導灯の特例措置(消防法施行規則第32条の適用による所轄消防署の事前承認)が不要となりました。

室内・廊下・階段の各通路誘導灯の表記が「通路誘導灯」に統一され、新法令では「避難口誘導灯」と「通路誘導灯」の2種類になります。

区 分		適合する誘導灯					
		避難口誘導灯			通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く)		
		表示面の平均輝度 カンデラ毎平方メートル	高輝度 誘導灯	従来形 誘導灯	表示面の平均輝度 カンデラ毎平方メートル	高輝度 誘導灯	従来形 誘導灯
A 級 表示面の縦寸法 0.4メートル以上		常用電源： 350以上800未満 非常電源： 100以上300未満	40形 	大形 (40W×2) 	常用電源： 400以上1000未満 非常電源： 150以上400未満	40形 	大形 (40W×2) 
B 級 表示面の縦寸法 0.2メートル以上 0.4メートル未満	BH形	常用電源： 250以上800未満 非常電源： 100以上300未満	20A形 	大形 (特殊場所用) (40W×1) (35W×1) 	常用電源： 350以上1000未満 非常電源： 150以上400未満	20A形 	大形 (特殊場所用) (40W×1) (35W×1) 
	BL形		20B形 	中形 (20W×1) 		20B形 	中形 (20W×1) 
C 級 表示面の縦寸法 0.1メートル以上 0.2メートル未満		常用電源： 150以上800未満 非常電源： 100以上300未満	10形 	小形 (10W×1) 	常用電源： 300以上1000未満 非常電源： 150以上400未満	10形 	小形 (10W×1)中形廊下通路 (10W×1) 



■消費電力の比較… (片面形) 内照式パネル



2. 誘導灯の設置基準 (消防法施行令第28条、消防法施行規則第28条の3、及び消防予第245号(平成11年9月21日))

避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次の(ア)又は(イ)に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれの方法に

よるかは、設置者の選択によるものであること。ただし当該誘導灯を容易に見とおすことが出来ない場合又は識別することができない場合にあつては、当該誘導灯までの歩行距離が10メートル以下となる範囲とする。

(ア) 下表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

区 分		距 離	
		避難の方向を示す シンボルの無いもの	避難の方向を示す シンボルのあるもの
避難口 誘導灯	A 級	60メートル	40メートル
	B 級	30メートル	20メートル
	C 級	15メートル	—
通 路 誘導灯	A 級	—	20メートル
	B 級	—	15メートル
	C 級	—	10メートル

(イ) 次の式に定めるところにより算出した距離

$D = kh$ D : 歩行距離(単位メートル)

h : 避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法
(単位メートル)

k : 下表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の
右欄に掲げる値

区 分		k の値
避難口 誘導灯	避難の方向を示す シンボルの無いもの	150
	避難の方向を示す シンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

誘導灯の設置基準 (消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の3)

避難口 A級
 B級・BH形
 B級・BL形+点滅形

避難口 C級以上
 矢印付はB級以上

通路 A級
 B級・BH形

通路 C級以上

区分	防火対象物		避難口誘導灯		通路誘導灯(室内)		通路誘導灯(廊下)		通路誘導灯(階段)	客席誘導灯	誘導標識								
			注1) 設置対象	当該階の床面積 1000㎡以上 1000㎡未満	注1) 設置対象	当該階の床面積 1000㎡以上 1000㎡未満	注1) 設置対象	当該階の床面積 1000㎡以上 1000㎡未満	注1) 設置対象	注1) 設置対象	注1) 設置対象								
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場または観覧場	全部								全部								
	ロ	公会堂または集会場																	
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、その他これらに類するもの																	
	ロ	遊技場またはダンスホール																	
(3)	イ	待合、料理店、その他これらに類するもの																	
	ロ	飲食店																	
(4)		百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗または展示場																	
(5)	イ	旅館、ホテルまたは宿泊所										地階、無窓階 地上11層以上							
	ロ	寄宿舎、下宿または共同住宅																	
(6)	イ	病院、診療所または助産所										全部							全部
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子寮および児童厚生施設は除く)、身体障害者更生援護施設(身体障害者を収容するものにかぎる)、精神薄弱者援護施設																	
	ハ	幼稚園、盲学校、聾学校または養護学校																	
(7)		小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校、その他これらに類するもの										地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上		
(8)		図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの										地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上		
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの										全部							全部
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場																	
(10)		車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降または待合の用に供する建築物に限る)	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上											
(11)		神社、寺院、教会、その他これらに類するもの	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上											
(12)	イ	工場または作業場	全部							全部									
	ロ	映画スタジオまたはテレビスタジオ																	
(13)	イ	自動車車庫または駐車場	全部							全部									
	ロ	飛行場または回転翼航空機の格納庫																	
(14)		倉庫	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上											
(15)		前各項に該当しない事業所	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上											
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	全部							(1)項の用途部分									
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物																	
(16の2)		地下街	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	地階、無窓階 地上11層以上	地階、無窓階 地上1層以上	(1)項の用途部分										
(16の3) 注2)		建築物の地階【(16の2)項に掲げるものの地階を除く】で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道と合わせたもの【(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る】	全部	全部	全部	全部	全部	全部	全部										

全部には誘導標識を設置しなくともよい。ただし、誘導灯を設置したときその有効範囲内

注1) 全部—その建物のどの階にあっても設置
 地階—その建物の地階だけに設置
 11層以上—その建物の11層以上の部分だけに設置
 無窓階—建築物の地上階のうち避難上または消火活動上有効な開口部を有しない階

注2) 上表は消防法に規定する防火対象物を抜粋しています。(16)項イ(複合防火対象物)、(16の3)項(建築物の地階)の中で誘導灯の設置を考える際、(5)項イ、(6)項は避難口・通路誘導灯ともにC級以上が使用できます。

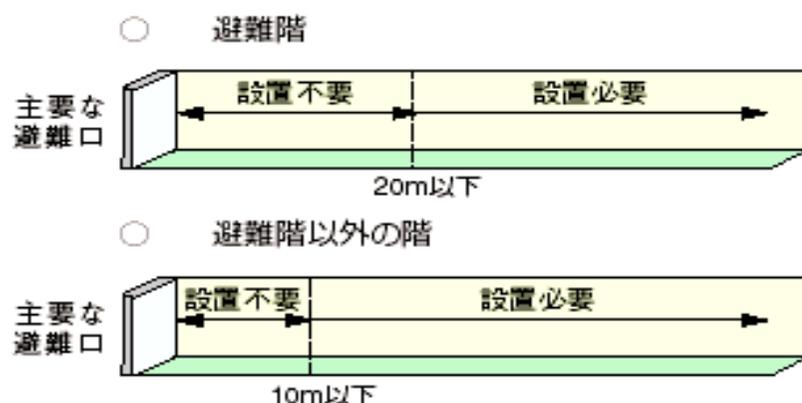
3. 誘導灯・誘導標識の取り付けが免除される建物

(消防法施行規則第28条の2、平成11年消防庁告示第2号、及び消防予第245号(平成11年9月21日))

1) 誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分(消防法施行規則第28条の2)

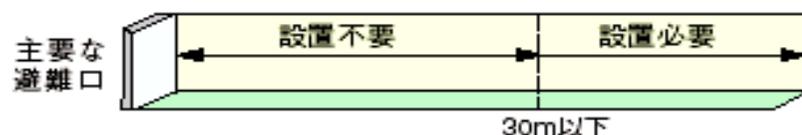
●避難口誘導灯

居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては20メートル以下、避難階以外の階にあっては10メートル以下であるものとする。



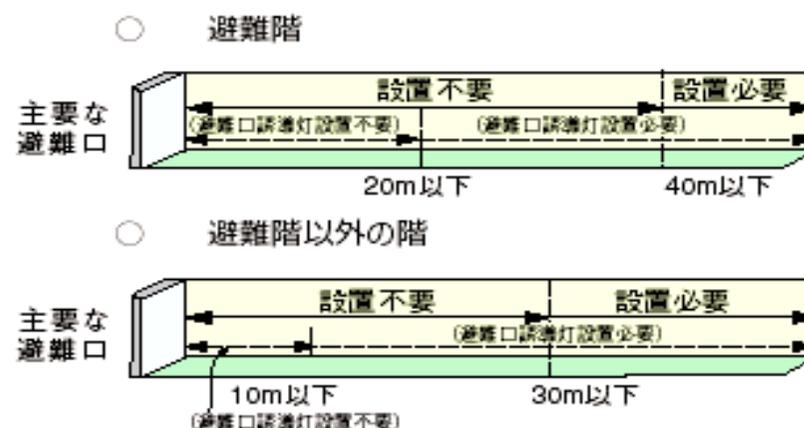
●誘導標識

居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる階で、当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であるものとする。



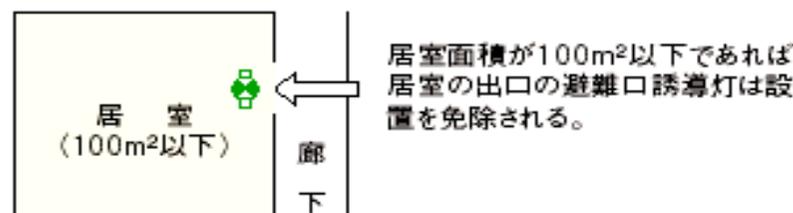
●通路誘導灯

- 居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別できる階で当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては40メートル以下、避難階以外の階にあっては30メートル以下であるもの。
- 階段又は傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難に必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認(当該階の表示等)ができる場合。



2) 避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件 (平成11年消防庁告示第2号、及び消防予第245号(平成11年9月21日))

規則第28条の第3項第1号ハの出口(右図参照)において室内の各部分から当該居室の出入り口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100平方メートル(主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているものにおいては、400平方メートル)以下であるものとする。

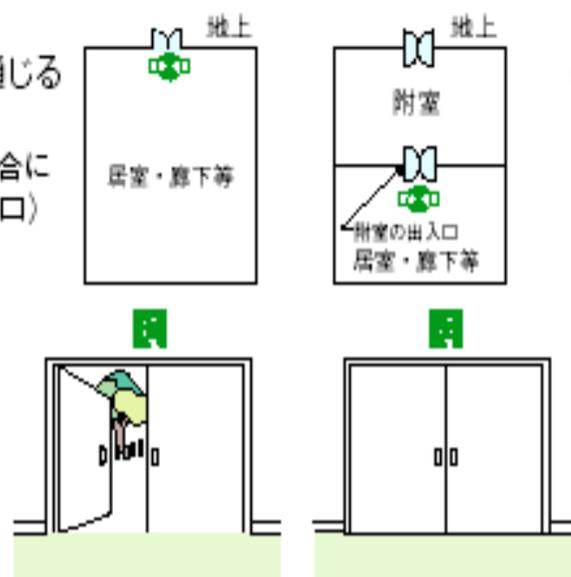


4.誘導灯の設置

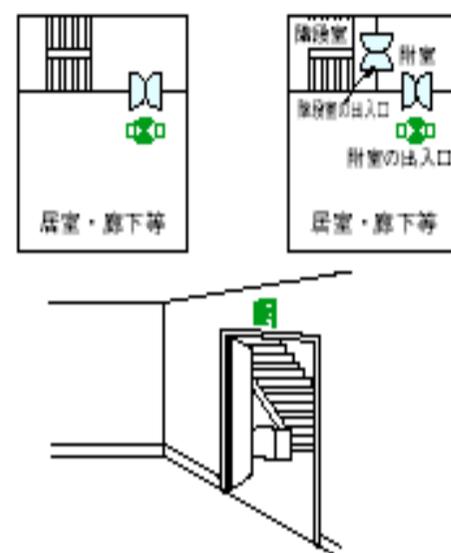
1) 避難口誘導灯の設置 (消防法施行規則第28条の3)

避難口誘導灯は、次の(イ)から(ニ)までに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること

- (イ) 屋内から直接地上へ通じる
出入口
(附室が設けられている場合に
あっては当該附室の出入口)



- (ロ) 直通階段の出入口
(附室が設けられている
場合にあっては当該附
室の出入口)

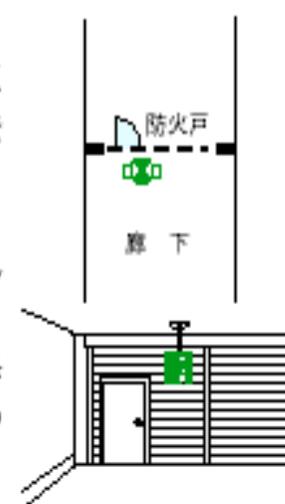


- (ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる
出入口に通じる廊下、又は
通路に通じる出入口



- (ニ) (イ)又は(ロ)に掲げる出入口に通じる廊下、
又は通路に設ける防火戸で直接手で開くこ
とができるもの(くくり戸付きの防火シャッターを
含む)がある場所

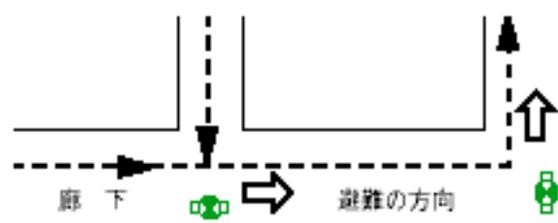
但し、自動火災報知設備の感知器の作動と連動し
て閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、
当該誘導標識を識別することができる照度が確保
されるように非常用の照明装置が設けられている
場合を除く。



2) 通路誘導灯の設置 (消防法施行規則第28条の3、及び消防予第245号(平成11年9月21日))

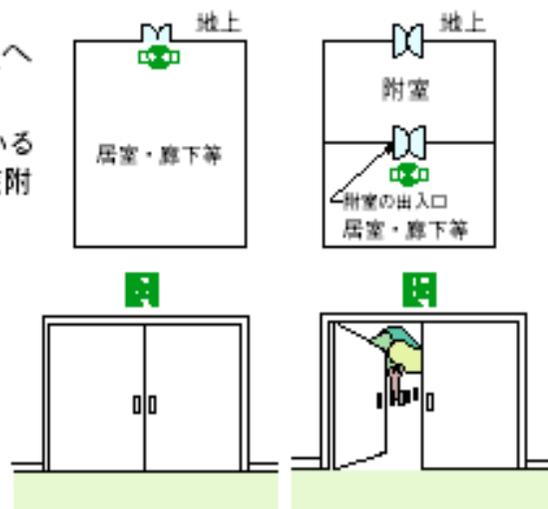
通路誘導灯は、廊下又は通路のうち次の一から三までに掲げる箇所に設けること

一、曲がり角

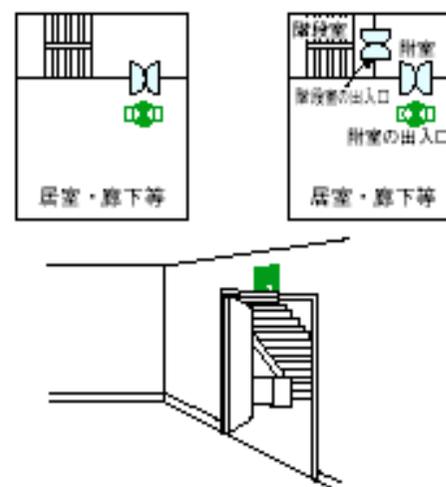


二、下図(イ)及び(ロ)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲の箇所

(イ) 屋内から直接地上へ通じる出入口
(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)



(ロ) 直通階段の出入口
(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)



避難口誘導灯

通路誘導灯

通路誘導灯



有効識別範囲は、下表に示す距離以内とする。

区分	距離			
	避難口		通路	
	避難の方向を示すシンボルの無いもの	避難の方向を示すシンボルのあるもの	避難の方向を示すシンボルの無いもの	避難の方向を示すシンボルのあるもの
A 級	60メートル	40メートル	—	20メートル
B 級	30メートル	20メートル	—	15メートル
C 級	15メートル	—	—	10メートル

三、(イ)及び(ロ)のほか、廊下又は通路の各部分(避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く)を
 通路誘導灯の範囲内に包括するために必要な箇所

(1) 下図の(ハ)及び(ニ)の避難口への通路誘導灯の配置

(ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる出入口に通じる廊下、
 又は通路に通じる出入口
 (その部分から容易に当該出入口に至ることができる居室の場合を除く)



(ニ) (イ)又は(ロ)に掲げる出入口に通じる廊下、又は通
 路に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの
 (くくり戸付きの防火シャッターを含む)がある場所



避難口誘導灯



避難口誘導灯の
 有効識別範囲

通路誘導灯の
 有効識別範囲

避難口から最も近い通路誘導灯



例) 避難口にB級(矢印なし)、通路にC級を設置の場合は
 “30+10=40m”以内に一つめの通路誘導灯を設置

(2) 通路誘導灯間の配置

通路誘導灯1



通路誘導灯1の
 有効識別範囲

通路誘導灯2の
 有効識別範囲

通路誘導灯2



例) 通路に、ともにC級を設置の場合は
 “10+10=20m”以内の間隔で
 通路誘導灯を設置

5.誘導灯の消灯 (消防法施行規則第28条の3、及び消防予第245号 (平成11年9月21日))

当該防火対象物が無人^{*1}である場合、又は次の一から三までに掲げる場所に設置する場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときはこの限りでない。(誘導灯を消灯してもよい)

- 一、外光^{*2}により避難口又は避難の方向が識別できる場所
- 二、利用形態により特に暗さが要求される場所^{*3}
- 三、主として当該防火対象物^{*4}の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

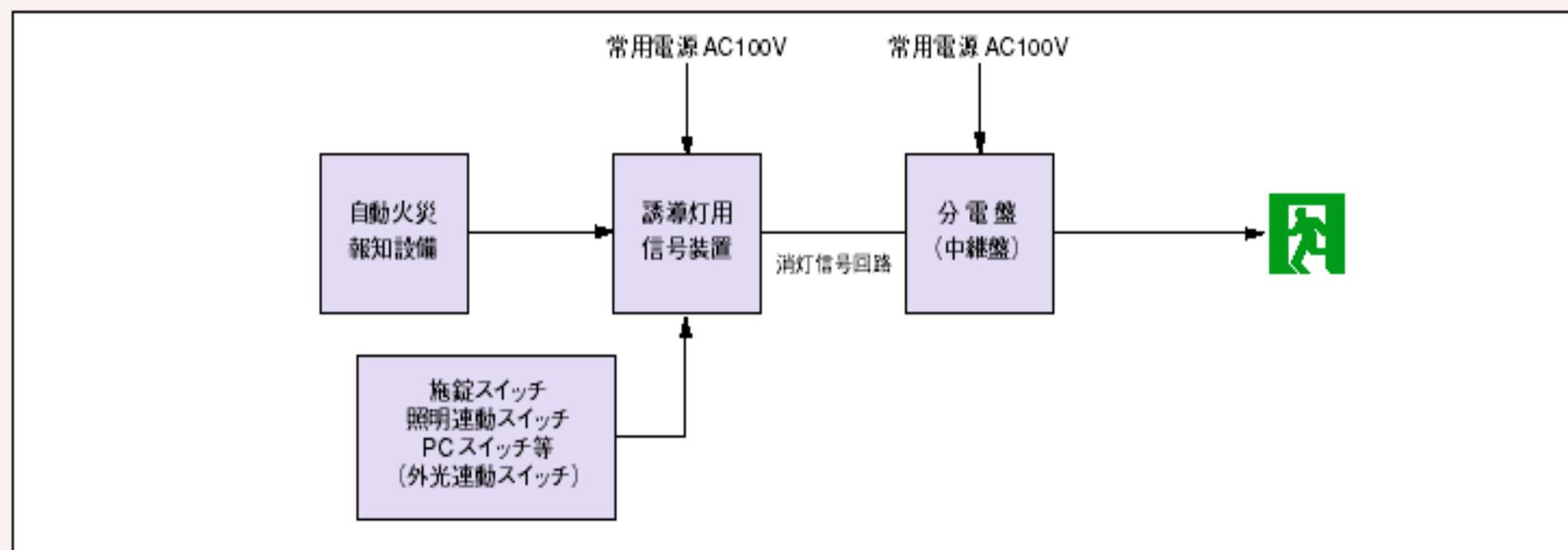
但し、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。(階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、無人である場合及び外光により識別できる場合は、消灯することができる)

*1: 「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存在しない状態が繰り返し継続されることをいう。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなす。

*2: 外光」とは、自然光のこと。明るいときのみ消灯できます。

*3: 劇場、映画館、プラネタリウム、遊園地のアトラクションなどで特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものである。

*4: 「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物(特に避難経路)について熟知している者のことである。



6.点滅・音声付点滅誘導灯の設置(消防法施行規則第28条の3、及び消防予第245号(平成11年9月21日))

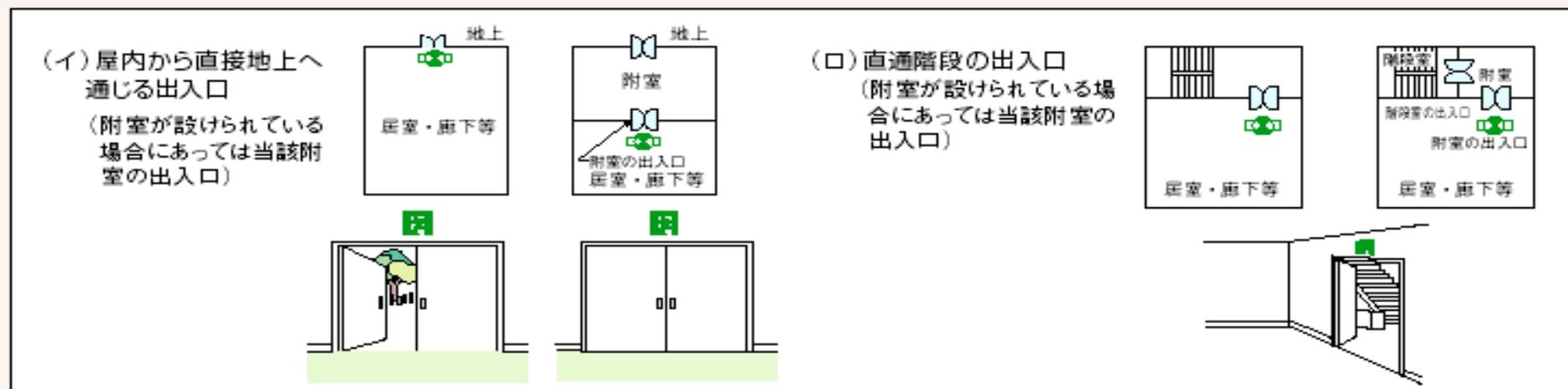
点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意(点滅機能にあっては、規則第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く)であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置することが望ましい。

- (ア) 令別表第一(6)項口及びハに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

- (イ) 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分
 (ウ) その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

■ 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、次の一から四までに定めるところによること

一、下図(イ)又は(ロ)に掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯に設けてはならないこと



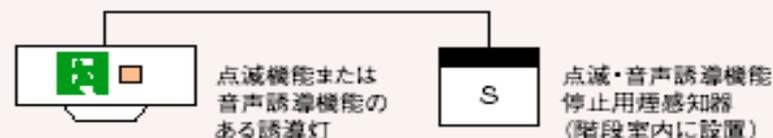
二、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること

点滅型誘導灯、誘導音付点滅型誘導灯を使用する場合、誘導灯用信号装置が別途必要です。



三、避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること

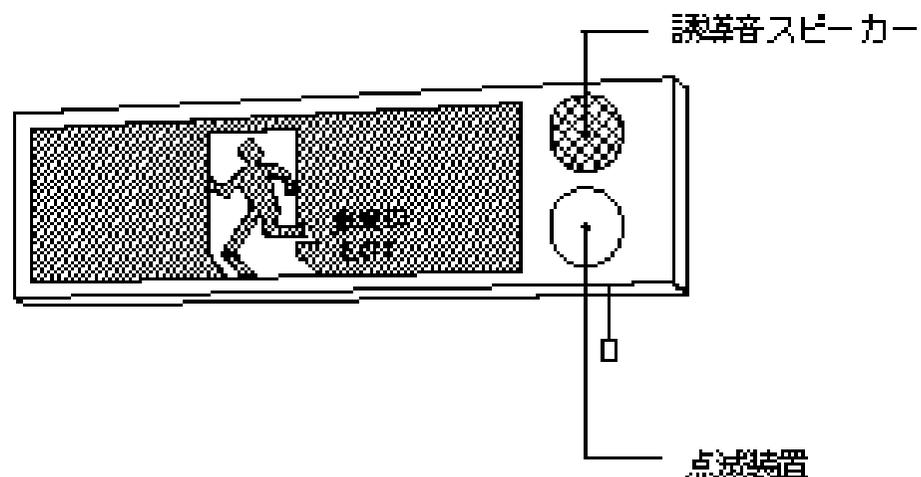
当社誘導灯には一台につき一個の煙感知器を接続できる端子を有しています。



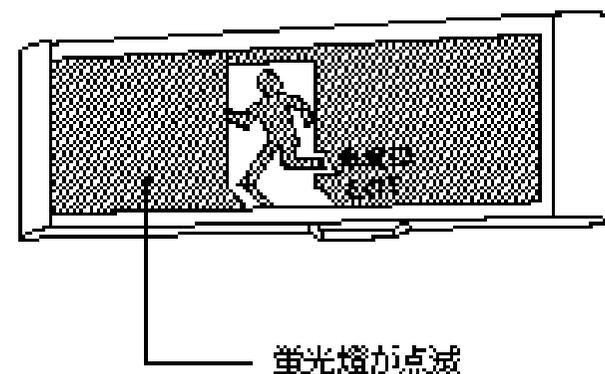
四、音声警報機能付の非常放送設備と併せて使用する際の誘導音装置付誘導灯の音圧レベルは、

当該装置の中心から1m離れた位置で70dBに調整されていること(通達消防予第302号平成6年11月30日より)

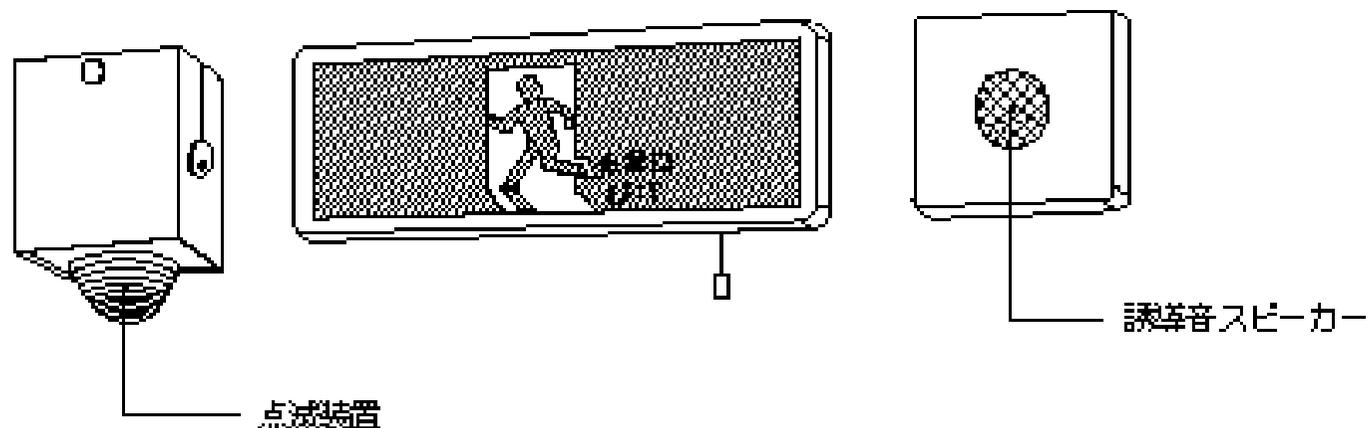
誘導音装置付誘導灯の例
(本例は点滅型の機能も有している)



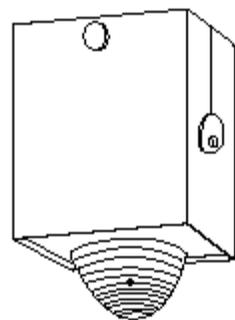
点滅型誘導灯の例



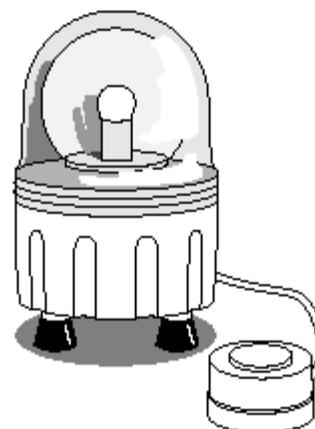
既設誘導灯に追加取付する方法



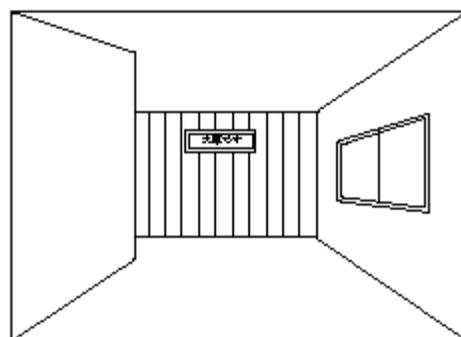
キセノンランプの例



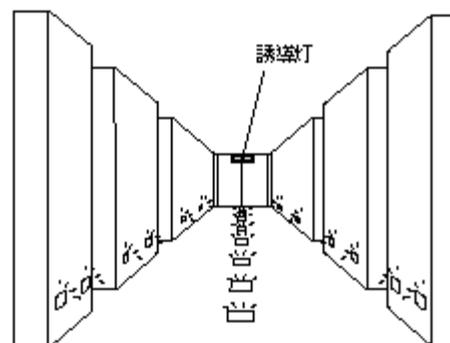
パトライト（回転灯）の例



非常文字表示装置の例



光走行式避難誘導装置の例



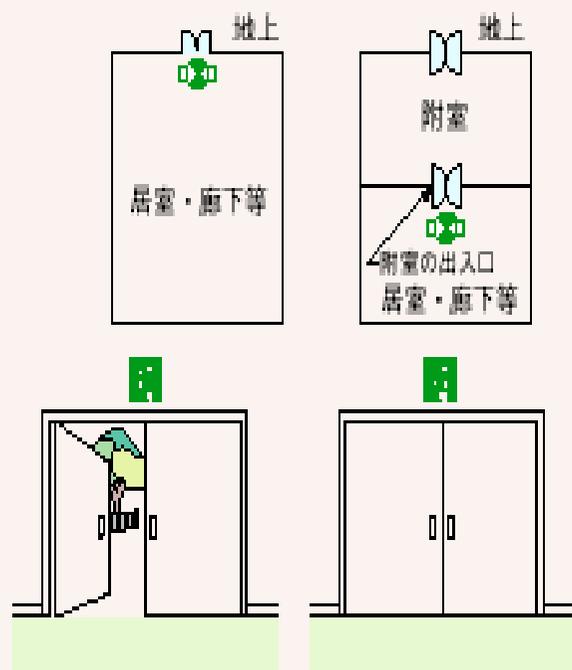
7.長時間(60分)定格形誘導灯の設置(消防法施行規則第28条の3、平成11年消防庁告示第2号、及び消防予第245号(平成11年9月21日))

防火対象物のうち一から三のいずれかに該当する場合で下図(イ)及び(ロ)に掲げる避難口、避難階の(イ)に通じる廊下及び通路並びに直通階段に設けるものにおいては非常電源の容量を60分間以上とすること(20分を超える時間における作動に係る容量においては、自家発電設備によるものを含む)

- 一、延べ面積5万平方メートル以上
- 二、地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積3万平方メートル以上
- 三、地下街で延べ面積千平方メートル以上

(イ) 屋内から直接地上へ通じる出入口

(附室が設けられている場合においては当該附室の出入口)



(ロ) 直通階段の出入口

(附室が設けられている場合においては当該附室の出入口)

